

「情報発信日本一のまちづくり」に力強い援軍

## 専修大学との地方創生に関する連携協定締結

「大学の知の蓄積」と「学生の若い力」を享受す



締結式で市長は「『情報発信日本一のまちづくり』を目指す行方市にとつて、専修大学との連携は大変心強い。市を挙げて、永く協力関係を築いていきたい。可能な限り、映像編集を学ぶ大学生等の研究や実践作業の場を提供するとともに、大学および学生と市内に存する高等学校および高校生との交流等に係るコーディネートを図り、市民における情報発信の機運の醸成を図り、地方創生を加速させていきたい」と挨拶しました。

市と専修大学は、市における防災対応型エリア放送の構築を契機として、地域の活性化を図るとともに、次代を担う優れた人材の育成や学術の振興に寄与することを目的として、4月14日に市役所麻生庁舎において、連携協定を結びました。

連携協定締結式は、鈴木義浩市議会議長、中庭昌樹麻生高等学校校長を来賓に迎え、両者の関係者が出席し、市長と専修大学の坂本武憲副学長が協定書をそれぞれ交換しました。

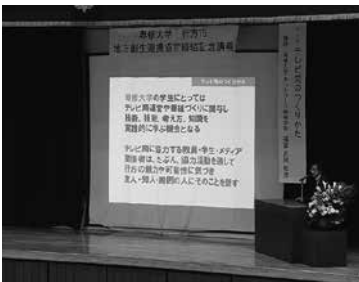
同日、専修大学との地方創生に関する連携協定締結を記念して、県立麻生高等学校3年生を対象に、同大学ネットワーク情報学部の福富忠和教授による「テレビ局のつくりかた」と題した講義が行われました。福富教授からは、生徒に向け、「一緒にテレビ局をつくって、行方市を盛り上げていこう」とメッセージが送られました。

また、防災対応型エリア放送免許の取得状況は、4月1日付で麻生庁舎（放送センター）ほか、先行整備され

た玉造市内の10局について、放送本免許が総務省から付与されたことから、それらの地域において試験放送を始めており、締結式の模様についてもライブ中継がなされました。

専修大学では、2011年にネットワーク情報学部の福富忠和教授が提案した「生田キャンパス周辺エリアワンセグ情報配信サービス」が「ホワイースペース特区」に選定されたことを受け、同教授が率いる福富プロジェクト<sup>2</sup>において、エリアワンセグ放送局「かわさきワンセグ」を開局（2013年4月からは、エリア放送を行う地上一般放送局）しました。

1 先行11局の調整とともに、現状で予定している40局のうち残29局については、予備免許の取得段階であり、市内全域で視聴が可能となるよう、早期にインフラ整備を進めてまいります。  
2 専修大学ネットワーク情報学部の3年次では、他の大学における、いわゆるゼミナールを「プロジェクト」と呼称し、必修演習科目として履修します。



専修大学 福富教授による記念講義

### What's 「かわさきワンセグ」？

専修大学生田キャンパス 500メートル圏内と多摩区役所にて視聴が可能。

主な放送は、毎週火曜日 12:00 から放送の「かわさきワンセグ たま キャンパスライブ」。行事やイベントがある際は、ワンセグ生中継の他に Ustream 配信も行っている。

「かわさきワンセグ」は、専修大学と周辺地域とのつながりを深めるとともに、災害時の緊急情報コンテンツとしてのワンセグを普及させることを目的としている。また、放送局を運営することにより、放送技術や表現力向上を目指している。

### 【協定の主な内容】

- (1) 地方創生に関すること。
- (2) 防災対応型エリア放送におけるコンテンツの制作・編成に関すること。
- (3) 地域資源の活用を通じた地域活性化に関すること。
- (4) 地域の特色を生かした人材育成（特に、市内に所在する高等学校および中学校の生徒ならびに小学校の児童との連携）に関すること。
- (5) 互いの知的資源および人的資源の活用に関すること。
- (6) その他市政の推進や市民サービスの提供に関すること。

# 行方市職員人事異動（平成28年4月1日発令） 課長級以上

総務課（麻生庁舎） ☎0299（72）0811

## 部長級

- ▽市長公室長（兼）総合戦略課長・大久保雅司
- ▽保健福祉部長（兼）福祉事務所長・久保力
- ▽建設部長・内田博明
- ▽会計管理者（兼）会計課長・羽生和弘
- ▽議事事務局長・池嶋正夫
- ▽教育部長・濱野治
- ▽経済部理事（行方市開発公社改革担当）（兼）商工観光課長・宮内美佐夫

## 課長級（4月1日付）

- 【総務部】
  - ▽総務課長・福田哲也
  - ▽財産管理課長・飯田勉
  - ▽総合窓口課長・大内由美子
- 【保健福祉部】
  - ▽子ども福祉課長・金田景行
  - ▽介護福祉課長・平野義明
  - ▽健康増進課長・駒館佳子
- 【建設部】
  - ▽都市建設課長・西谷浩一
  - ▽道路維持課長・島田裕司
  - ▽下水道課長・土子範行
- 【農業委員会】
  - ▽事務局長・松本光一
- 【教育委員会】
  - ▽学校教育課長・平山寛児
  - ▽生涯学習課長・木下健

## 新規採用者（4月1日付）

- ▽篠塚敦嗣（総務部税務課主事）
  - ▽大竹美里（保健福祉部子ども福祉課主事）
  - ▽関野有紗（保健福祉部介護福祉課主事）
  - ▽邊田真衣子（保健福祉部健康増進課技手）
  - ▽榎山明子（保健福祉部健康増進課技手）
  - ▽境麻衣（保健福祉部国保年金課主事）
  - ▽高須賢弥（経済部商工観光課主事）
  - ▽阿部良祐（経済部環境課主事）
  - ▽永作薫（教育委員会学校教育課主事）
  - ▽新敏輝（教育委員会生涯学習課主事）
  - ▽小澤美喜（教育委員会学校教育課玉造幼稚園教諭）
- 退職者（3月31日付、課長級以上）**
- ▽保健福祉部長・野原芳次
  - ▽建設部長・井野一生
  - ▽会計管理者・関野嘉弘
  - ▽教育次長・細内好一
  - ▽総合窓口課長・飯島清
  - ▽子ども福祉課長・近藤芳子
  - ▽介護福祉課長・小峰宏信
  - ▽健康増進課長・高柳信哉
  - ▽下水道課長・鶴田和夫
  - ▽生涯学習課長・小澤忠喜
  - ▽スポーツ振興課長・鈴木賢一



11人の新規採用職員です。これからよろしくお願いします。

### 新規採用職員

教育委員会生涯学習課主事 新敏輝

私は、教育委員会生涯学習課スポーツ推進室で、スポーツの振興、関係団体の育成、体育施設の管理運営に従事しております。

中学・高校とスポーツに打ち込んでおり、常々スポーツを通して地域を活性化できないかと考えておりましたので、改めてやりがいを感じています。

まだ入庁して間もなく、右も左もわからず不安でいっぱいですが、優しい先輩方のご指導や、これからの経験をもとにいち早く仕事を覚えたいと思います。

行方市の職員として地方公務員法等をきちんと把握し、公平性を保ち、市民の皆さまにより良い行政サービスを提供できるよう精進いたしますので、どうぞよろしく願いたします。

## 4月1日から公共施設の広域利用ができるようになりました

石岡市・行方市・小美玉市・茨城町の4市町で、3月29日（火）、「公の施設の広域利用に関する協定」を締結しました。

これにより、これまで施設利用の対象者を施設の所在する住民に限っていたり、住民以外は割増料金を徴収したりしていたものを、この4市町に住所を有する方であれば、施設の所在する市町の住民の方と同じ料金で利用できるようになりました。

これを機会にぜひ、各施設をご利用ください。



協定調印式（左から）石岡・今泉市長、行方・鈴木市長、小美玉・島田市長、茨城・小林町長

所在市町名	広域利用対象施設名
石岡市	八郷総合運動公園、石岡小学校温水プール、朝日スポーツ交流施設、海洋センター、中央図書館、ふれあいの里石岡ひまわりの館
行方市	麻生運動場、北浦運動場、玉造運動場、玉造B & G海洋センター、図書館
小美玉市	希望ヶ丘公園、玉里運動公園、小川運動公園、小川B & G海洋センター、玉里B & G海洋センター、小川図書館、玉里図書館、やすらぎの里小川
茨城町	運動公園、総合福祉センター「ゆうゆう館」内図書館

※行方市文化会館や霞ヶ浦ふれあいランドなどの施設は、すでに市内・市外で料金格差がないため協定施設には含まれていません。



石岡市 八郷総合運動公園



茨城町 図書館（総合福祉センター「ゆうゆう館」内）



小美玉市 希望ヶ丘公園



行方市 麻生運動場（体育館）

※施設の利用につきましては、各施設までお問い合わせください。



## 年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられたことに伴い、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の方で、平成 27 年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上となるなどの要件を満たす方に、平成 28 年度「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

### ■支給対象者

基準日（平成 27 年 1 月 1 日）において行方市に住民登録をされており、平成 27 年度分市民税（均等割）が課税されない方で平成 28 年度中に 65 歳以上になる方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

### ■給付額

支給対象者 1 人につき 30,000 円

### ■申請方法等

#### ①申請書発送

5 月初旬に給付対象となる可能性のある方に申請関係書類をお送りします。同封の案内文書をよくお読みいただき、申請手続きをしてください。

#### ②申請方法

「年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（請求書）」をご記入の上、添付書類を添えて、同封の返信用封筒を使用して返信または直接申請にお越しください。

#### ③申請期間および申請場所

▶郵送申請 6 月 30 日（木）消印有効

▶直接申請 5 月 18 日（水）～5 月 31 日（火）（平日のみ）3 庁舎玄関ロビー

6 月 1 日（水）～6 月 30 日（木）（平日のみ）税務課（麻生庁舎）・総合窓口室（北浦庁舎）・社会福祉課（玉造庁舎）

7 月 1 日（金）～8 月 31 日（水）（平日のみ）社会福祉課（玉造庁舎）のみ

#### ④その他

市で審査後、ご指定の口座に振り込みます。

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

## 有害鳥獣（イノシシ）の被害防止対策について

### ■平成 27 年度の捕獲状況

行方市鳥獣被害対策協議会では、イノシシによる農作物への被害を防止するため、猟友会に依頼し、市内全域の山林に『くくりわな』を仕掛け、153 頭のイノシシが捕獲されました。

日頃から捕獲活動等にご尽力されている猟友会の皆さまには、深く感謝申し上げます。

今後とも、地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※イノシシは、餌を求めて田畑に出現します。作物残さなどの餌となるものは放置しないようにしましょう。

### ■イノシシ被害防止対策事業補助金

#### 【電気柵の設置】

イノシシによる被害を受けるおそれのある農地に、平成 28 年度に新規で電気柵を設置される方に対して、電気柵設備の購入費の半額（上限 2 万円）を補助します。



【問い合わせ】行方市鳥獣被害対策協議会（農林水産課内） ☎ 0291-35-2111

# 平成 28 年度国民健康保険税に関するお知らせ

## 平成 28 年度国民健康保険税について

国民健康保険は、加入する皆さんが出し合う保険料と、国や県などの補助金を財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度です。皆さんから納めていただく国民健康保険税（医療分・支援金分・介護分）は、ご自身や家族の暮らしと健康を守り、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える大切な税金です。

市では、平成 18 年度から同税率で国民健康保険の事業運営を行ってきましたが、医療費の増加と被保険者の減少等により、厳しい財政運営を強いられています。国民健康保険財政の健全化を目指すため、平成 28 年度は次のような税率の改正を行います。

項目	医療分・支援金分・介護分に共通	税率・税額		
		医療分	支援金分	介護分
①所得割	加入者一人一人について計算します。 平成 27 年中の所得から基礎控除 33 万円を除いた額に右の税率をかけます。	6.5% (6.5%)	1.9% (1.9%)	1.8% (1.8%)
②均等割	世帯内の加入者数に応じて計算します（1人につき）。	24,000 円 (23,000 円)	7,000 円 (5,000 円)	16,000 円 (16,000 円)
③平等割	1 世帯につきいくらかと計算します。	26,000 円 (26,000 円)	8000 円 (7,000 円)	— 円 (0 円)
賦課限度額	1 世帯の年間限度額です。	54 万円 (52 万円)	19 万円 (17 万円)	16 万円 (16 万円)

上記、①～③の合計額が 1 年間に納めていただく国民健康保険税の税額となります。

○資産割がなくなりました。

※（ ）内の数字は改正前の税率および税額

## 納付の時期について

口座や現金等で納付する普通徴収と、年金天引きにより納付する特別徴収の 2 通りの方法になります。普通徴収は、確定した年税額を 7 月～翌年 3 月までの 9 回で納付していただきます。

※年金特別徴収以外の普通徴収は、口座振替が原則となります。納付には、便利な口座振替を活用しましょう。

徴収方法	納付月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 (現金納付・口座振替)				●	●	●	●	●	●	●	●	●
特別徴収 (年金天引)	●		●		●		●		●		●	

## 年度の途中で社会保険に加入したときの国民健康保険税について

窓口で手続きをしていただいた後、月割で税額を計算します。

例えば、5月に国民健康保険に加入して、12月に脱退をした場合は、5月から11月までの7カ月分の国民健康保険税を納めていただくようになります。

また、国民健康保険の取得および喪失年月日は、市役所へ届け出をした日ではなく、保険の資格が発生・喪失した日となります。保険証の異動があったときは、14日以内に届け出しましょう。

## 納税義務者について

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者になります。

世帯を1つの単位としている国民健康保険税は、世帯主が職場の健康保険に加入している場合であっても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、納税義務者は世帯主になります。

## 軽減制度について

一定の所得より少ない世帯については、軽減の制度があります。詳しくは、税務課国民健康保険税担当までお問い合わせください。

【問い合わせ】税務課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811（内線 312・313）

## シリーズ 国民健康保険

## 国民健康保険制度とは

私たちは、いつどんなときにけがをしたり病気になったりするかわかりません。お金がないからという理由で、病気やけがの治療を受けられなければ、一人一人の幸せも社会の発展も維持できなくなります。

このような時に、お互いに出し合った保険税と国・県などからの補助金で、医療費の負担を軽くし、助け合って解決しようとするものが、国民健康保険制度です。

### ■国民健康保険に加入しなければならない方

市内に住民登録をしている方（外国人を含む）で、次に該当する方以外は加入しなければなりません。

- ①職場の医療保険、共済組合、船員保険、日雇健康保険などに入っている方とその被扶養者
- ②生活保護を受けている世帯に属する方
- ③外国人で在留資格が「外交」「公用」「特定活動で医療目的」の方

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111

## 5月29日（日）は鹿島アントラーズ・ホームタウンデイズ「行方の日」 ～行方市民の皆さまを鹿島アントラーズの試合に特別ご招待（ご優待）～

- 日 時 5月29日（日） 15:00 キックオフ（12:00 開場）
- 開催試合 2016 明治安田生命 J1 リーグ 1st ステージ 第14節  
鹿島アントラーズ VS ヴァンフォーレ甲府
- 場 所 茨城県立カシマサッカースタジアム（鹿嶋市神向寺 26-2）
- 引換券 このページの下の引換券を切り取り、当日お持ちください（受付開始 10:30～）。  
※交換の際は行方市在住、在勤、在学が証明できるもの（運転免許証・保険証・学生証等）が必要です。
- 対象者 行方市内在住、在勤、在学の方
  - ▶ご招待対象者（無料）：アントラーズファンクラブ会員、小中学生、65歳以上の方
  - ▶ご優待対象者（1,000円）：上記項目に該当しない行方市内在住、在勤、在学の方※小学生はキッズパス利用でも無料

※詳細は、今号 29 ページの「鹿島アントラーズ」のコーナーをご覧ください。

【問い合わせ】 鹿島アントラーズコールセンター ☎ 0299-82-5555  
政策秘書課（麻生庁舎）まちづくりグループ ☎ 0299-72-0811

----- <キリトリ> -----

The graphic is a promotional poster for a football match. On the left is the large Antlers logo. The center contains the text: 'ホームタウンデイズ 行方の日' (Home Town Days, Day of the City of Yari), '2016 明治安田生命 J1 リーグ 1st ステージ 第14節' (2016 Meiji Yasuda Life J1 League 1st Stage 14th Round), '鹿島アントラーズ VS ヴァンフォーレ甲府' (Kashima Antlers vs VFF), and '5/29日 15:00 キックオフ!!!' (May 29th, 15:00 Kick-off!!!). At the bottom, it says '鹿島アントラーズ 検索' (Kashima Antlers Search) and '公式SNSもチェック!' (Check official SNS!). On the right, vertical text reads '特別招待・優待 チケット引換券' (Special Invitation/Privilege Ticket Exchange Coupon). The copyright notice '© KASHIMA ANTLERS' is at the bottom right.

## 軽自動車税（種別割）の減免について

主に心身に障害のある方の生活のために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、軽自動車等の種別割税額の減免を行っています。ただし、**障害者1人につき1台**です（普通車で減免を受けている方、事業用車やリース車は対象となりません）。また、すでに減免を受けている方も、毎年の申請が必要になります。

■申請期間 5月16日（月）～5月26日（木）※土日は受付しません。

※期間を過ぎると、当該年度は減免できませんので注意してください。

■申請場所 麻生庁舎税務課・北浦庁舎総合窓口・玉造庁舎総合窓口課

■必要な物 身体障害者手帳等（コピー不可）、運転者の運転免許証、納税義務者の印鑑、軽自動車税（種別割）納税通知書、個人番号通知カード

※申請書は、各申請場所に用意してあります。

■減免の対象となる障害者の範囲（下表に○のある等級に該当の方が対象です）

	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方									精神障害者保健福祉手帳	療育手帳
	等級						項 症						款 症				
	1	2	3	4	5	6	特	1	2	3	4	5	6	1	2		
視 覚 障 害	○	○	○	○			○	○	○	○	○						
聴 覚 障 害		○	○						○	○	○						
平 衡 機 能 障 害			○								○						
音 声 機 能 障 害 （こう頭摘出によるものに限る）			○						○	○							
上 肢 不 自 由	○	○					○	○	○	○							
下 肢 不 自 由	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	家族等運転	○	○	○			○	○	○								
体 幹 不 自 由	本人運転	○	○	○		○	○	○				○	○				
	家族等運転	○	○	○			○	○									
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○														
	移動機能	○	○	○	○	○											
心 臓 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
じ ん 臓 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
呼 吸 器 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
膀胱または直腸の機能障害	○		○				○	○	○	○							
小 腸 機 能 障 害	○		○				○	○	○	○							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○														
肝 臓 機 能 障 害	○	○	○														

1級に該当する方

障害の判定が最重度①または重度Aの方

※等級欄の記載について

旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

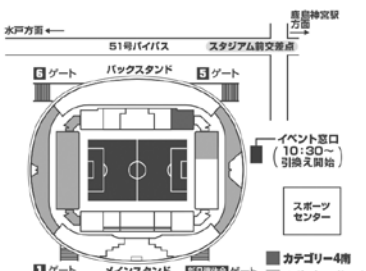
【問い合わせ】税務課（麻生庁舎）市民税グループ ☎ 0299-72-0811

<キリトリ>

HOME TOWN DAYS

- この券は2016年5月29日(日)2016明治安田生命J1リーグ 1stステージ 第14節 ヴァンフォーレ甲府戦の特別招待・優待チケット引換券です。  
(カテゴリー4南(先着順)またはサポーターズシートとなります。)
- この引換券がご利用できるのは行方市在住、在勤、在学の方となります。
  - ご招待対象者(無料)  
アントラーズファンクラブ会員・小中学生・65歳以上の方
  - ご優待対象者(1,000円)  
上記項目に該当しない行方市在住、在勤、在学の方
- 当日、観戦されるご本人様が行方市在住・在勤・在学であることを証明するものをご持参ください。(例:運転免許証、保険証、学生証など)
- キックオフ時間は変更になる場合があります。下記へお問い合わせください。
- カシマスタジアム以外の会場へ変更となった場合、本券は無効となります。
- 試合当日、本券ご持参の上、イベント窓口にお越しください  
(引換え開始時間は10:30からとなります。)

■本件に関する問合せ先:鹿島アントラーズコールセンター  
電話 0299-82-5555 (10:00~16:00)



○でかこんで下さい  
招待：小中学生・65歳以上・ファンクラブ会員  
優待：一般 行方市 在住・在勤・在学



## 犬・猫の避妊、去勢手術の補助金のご案内

市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護および管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付しています。

- 補助金対象者（要件をすべて満たす者）
1. 行方市に住所を有し、居住している者であること
  2. 市税等を完納している者であること
  3. 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること

- 補助対象動物
1. 補助対象者が飼育する犬・猫  
(毎年度1世帯あたりそれぞれ1頭)
  2. 犬については、補助対象年度に登録および狂犬病予防注射を受けていること
  3. 補助対象動物は、生後3カ月以上であること

- 補助金額
- ▶避妊手術 犬・猫1頭 4,000円
  - ▶去勢手術 犬・猫1頭 3,000円

### ■避妊・去勢手術の効果■

#### メスの場合

- ①発情がなくなる
- ②オスが集まってこない
- ③子供が生まれない
- ④危険性がなくなる（犬）
- ⑤生殖器系の病気予防

#### オスの場合

- ①子供をませせなくなる
- ②無駄吠え・遠吠え防止（犬）
- ③異様な声で泣かなくなる（猫）
- ④縄張りを争ってケンカしなくなる
- ⑤室内にオシッコをかけて回らなくなる（猫）
- ⑥生殖器系の病気予防



【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

## 生ごみ処理容器購入費補助制度のお知らせ

市では、各家庭から排出される生ごみの減量および資源の再利用の意識の高揚を図ることを目的に、**生ごみを減量化し、堆肥化させる容器を購入する市民に**、下記のとおり補助金を交付します。

\*購入した生ごみ処理機等の上限は下記のとおりです（消費税を除き、100円未満は切り捨て）。

補助対象器	補助金額
<b>コンポスト容器</b> 土壌の表層に設置、土中の微生物の活動を利用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限3,000円） （ただし、基準額は購入費の1/2とする）
<b>密閉型発酵容器</b> 密閉型で生ごみ発酵剤を使用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限2,000円） （ただし、基準額は購入費の1/2とする）
<b>電動式生ごみ処理機</b> 電動式で、細かく切り、乾燥式、バイオ式等の方法による生ごみ処理容器	1世帯につき1基まで（上限20,000円） （ただし、基準額は購入費の1/2とする）

- 補助対象者条件 行方市に住民登録または外国人登録をしていて、市税等を完納している方
- 申請手順等 生ごみ処理容器を購入後、領収書【ただし、商品名（コンポスト等）が明記されたもの】・保証書のコピー（電動式生ごみ処理機のみ）・印鑑および補助金を振り込む金融機関の口座番号等控えを持参の上、下記までお申し込みください。

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111



## めざそうつ住み良いまちづくり

### 行政相談

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

毎日の暮らしの中で困っていること、望んでいることはありませんか？行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、相談者と関係行政機関との間に立って、必要なあっせんを行います。

日時

5月18日（水）

午後1時～午後3時



○麻生公民館会議室

☎0299・72・1573

根本憲 行政相談委員

○北浦公民館談話室

☎0291・35・3777

松下健治 行政相談委員

○玉造福祉センター会議室

☎0299・36・2020

野島清司 行政相談委員



## 行方市総合戦略書を

### 策定しました

総合戦略課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では、国の地方創生の動きを受け、これまでの網羅的な計画書を見直し、重点的に進めるべき施策を中心に記載した総合戦略書を策定しました。

総合戦略書につきましては、ホームページにて公開していますので、ぜひご覧ください。

また、市民の皆さんに総合戦略書を広く知っていただくため、市報6月号で概要版を折り込み、特集を組ませていただきますので、併せてお知らせします。

## 農業用機械等の

### 導入補助について

農林水産課（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

市では、農業の低コスト化、農業生産体制の構築および地域農業の活性化を図るため、農業者が10万円を超える農業用機械等を導入する経費に対して補助金を交付します。

#### ■対象者

農業生産を行う個人または法人

#### ■対象機械等

平成28年度に新規購入する農業機械、施設等

※トラック類等の汎用性が高いものは除きます。

#### ■補助率

対象経費の5%（上限10万円）

※詳しくはお問い合わせください。

## 第8回なめがた狂歌

### 作品募集

生涯学習課（北浦公民館内）

☎0291（35）2908

#### あなたの狂歌が、歌碑になります

日常の出来事や、社会風刺、心のつぶやきなどを、あなたの言葉で五七五七七のリズムにのせて狂歌を作ってみませんか。テーマは自由。皆さまの応募をお待ちしています。

募集要項および応募用紙は、各庁舎（総合窓口）や公民館など市内の公共施設に置いてあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

#### ■応募条件

①作品は、本人が創作した未発表のものに限ります。

②作品等の文字は、楷書ではっきりと書いてください。

③漢字には、「ふりがな」をつけてください。

さい。

④応募作品は、返却しません。

⑤入選作品の発表や使用に関する権利は、行方市に帰属します。

⑥応募は、一人3首までとします。

⑦応募資格は問いません。

#### ■応募方法

「封書」「FAX」「Eメール」「応募用紙」で。

○郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・職業（学校名学年）・賞状授与式への参加の可否を明記

#### ■応募先

「封書」で応募の場合

〒311-1704

行方市山田2175

行方市教育委員会

生涯学習課「なめがた狂歌」係

「FAX」で応募の場合

北浦公民館FAX番号

0291・35・3773へ

「Eメール」で応募の場合

name-shogaku@city.namegata.lg.jp

へ送信

「応募用紙」で応募の場合

各庁舎や各公民館等に設置の応募箱

へ投函

#### ■応募期間

5月24日（火）～7月5日（火）

当日消印有効

# 税金のお知らせ

## 市税の納付は口座振替が便利です

### 今月の税金

- 固定資産税 第1期
  - 軽自動車税 全期
- 納付期限（口座振替日）は5月31日です。

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安全です。

手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いいたします。

## 口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税の口座振替日は各税目の納期限日です（下段参照）。

振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

税目	納期限（口座振替日）
固定資産税	4期（5月・7月・9月・11月）の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期（6月・8月・10月・12月）の各月の末日 ただし、12月は26日
国民健康保険税	9期（7月から3月まで）の各月の末日 ただし、12月は26日

※納期限が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

## 納期限内の納税にご協力ください！

### 納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを**自主納税制度**といい、税金本来の姿です。

### 市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると督促状が送付され、本来納めるべき本税額のほかに**督促手数料**や**延滞金**を納めなくてはなりません。

### 延滞金

**法定延滞金**は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は**年2.8%**、その後の期間は**年9.1%**の割合で計算されます（※）。

※平成28年1月1日以降の割合です。

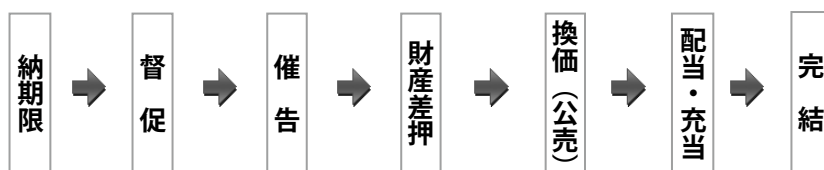
※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合。）で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

### 滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの**公平を保つため**、その人の財産（給与、預貯金、保険、不動産など）について**差押処分**を執行しなければなりません。

差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を換価（公売等）して滞納市税へ配当する手続きを行うこととなります。この一連の手続きを**滞納処分**といいます。

### 滞納整理の流れ



\*滞納整理の費用は、貴重な市民サービスのための財源（市税）から支払われることとなりますので、税金は納期限内に納付されますようお願いいたします。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811